

会員に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人日本調停協会連合会定款第12条にかかる会員について定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において調停協会とは、次の各号の区分による団体で、本会がこれに該当すると認めたものをいう。

1 地方裁判所単位の調停協会

(1) 地方裁判所、その支部（以下、この規程において支部は本庁と別個の裁判所とする。）並びにその管下の簡易裁判所に所属する民事調停委員（ただし、複数の裁判所の民事調停委員兼務者及び家事調停委員併任者を含む。以下同じ）全員を会員対象として結成された団体

(2) (1)の各裁判所単位の民事調停委員又は複数の裁判所に所属する民事調停委員全員を会員対象として結成した団体全部を会員対象として結成された団体

(3) (1)の民事調停委員及び(2)の団体全部を会員対象として結成された団体

2 家庭裁判所単位の調停協会

(1) 家庭裁判所、その支部及び出張所に所属する家事調停委員（複数の裁判所の家事調停委員兼務者及び民事調停委員併任者を含む。以下同じ）全員を会員対象として結成された団体

(2) (1)の各裁判所単位の家事調停委員又は複数の裁判所に所属する家事調停委員全員を会員対象として結成された団体全部を会員対象として結成された団体

(3) (1)の家事調停委員及び(2)の団体全部を会員対象として結成された団体

3 地方裁判所と家庭裁判所単位で結成した調停協会

前2号の各(1)及び(2)の会員対象たるもの全部を会員対象として結成された団体

4 地方裁判所及び家庭裁判所単位の調停協会に結成した調停協会

第1号と第2号の団体で結成された団体。ただし、高等裁判所単位で結成された団体を除く。

(会員となる資格)

第3条 次の各号に該当する調停協会は、本会の会員となることができる。ただし、第1号の調停協会が存する場合は、第2号及び第3号の調停協会は会員となることができず、また、第1号の調停協会と第2号の調停協会のいずれかが存する場合は、第3号の調停協会は会員となることができない。

- 1 全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会
- 2 全国の各地方裁判所と家庭裁判所単位で結成した調停協会
- 3 全国の各地方裁判所及び各家庭裁判所単位の調停協会

(申込みと承認)

第4条 前条に定める資格を有する調停協会は、会則及びその組織に関して定めた規則を添付して本会所定の様式により、会員としての義務を果たし、権利を享受することを約して、会員となることを申し込むことができる。

- 2 前項の申込みがあった場合、理事長は、申込者の資格の有無を調査し、理事会に報告する。
- 3 理事会は、第1項の申込みにつき、承認の可否を決する。
- 4 理事長は、申込者に対し、承認又は不承認を通知する。

(事業協力義務)

第5条 会員は、それぞれの職分と権能に応じて、本会の目的と事業達成に協力する。

(会員の権益)

第6条 本会は、その事業を通じて会員に協力し、会員は、これにかかる利益を享受することができる。

(会費の支払い義務)

第7条 会員は、本会の定める会費を支払うものとする。

(会費の算定方式等)

[会員等の位置づけ及び会費に関する細則]

第8条 本会は、別紙記載の「1 会費算定方式」に基づき当該年度の会費を定める。

2 会費は、別紙記載の「2 前期と後期に納入する会費」のとおりこれを2分し、前期と後期に分けて支払うものとする。

3 会費の納入期限は、別紙記載の「3 会費納入期限」のとおりとする。

(会費の使途)

第9条 第7条の会費は毎事業年度における合計額の50パーセント以上を当該事業年度の公益目的事業に使用する。

(会員の義務違反と除名)

第10条 本会は、会員が、この規程に定める義務を履行せず又は本会の利益に反する行為をしたときは、会員に対し弁明を求め、かつ、期限を定めてその是正を求める。

2 本会は、会員が前項の是正に応じない時は、理事会の議決によりこれを除名することができる。

(脱会)

第11条 会員は、その年度の会費を含む未払会費を支払って、会員を辞めることができる。

2 本会は、既払いの会費を返還しない。

(調停協会等の組織変更の届出)

第12条 会員は、その調停協会に関する組織を変更した場合は、本会に対し、遅滞なくその組織変更に関する規則等を添付して届出をするものとする。

(会員の合併等の場合の取扱い)

第13条 第3条第3号の資格を有する会員たる2つの調停協会が連合し、同条第1号の会員資格を有する団体を結成したときは、連合した会員たる各調停協会は会員資格を失い本会を脱退して新たに結成された団体が会員となったものとする。この場合、新たに会員となった調停協会は、連合する以前に発生した会員であった2つの調停協会の権利と義務とを承継する。ただし、連合した2つの調停協会が従前ど

[会員等の位置づけ及び会費に関する細則]

おり会員であることを求め、かつ、新たに結成された団体が会員となることを求めない場合は、連合した2つの調停協会を従前どおり会員とする。

- 2 第3条第3号の資格を有する会員たる2つの調停協会が合併して同条第2号の会員資格を有する団体を結成し又はそれぞれ解散して同号の会員資格を有する調停協会を結成したときは、合併前の若しくは解散した2つの調停協会は会員の資格を失い本会を脱退し、合併又は新たに結成された団体が新たに会員となったものとし、合併若しくは解散以前に発生した会員であった2つの調停協会の権利と義務とを承継する。
- 3 第3条第3号の資格を有する2つの調停協会のうち1つが解散し、その管下にあった調停協会若しくはそれらの会員たる調停委員が、その余の調停協会の会員となったときには、存続する調停協会は、解散した調停協会の権利と義務とを承継する。
- 4 第3条第4号の資格を有する調停協会が解散したときは、同条第2号の資格を有する2つの調停協会が会員となり、解散した調停協会の権利と義務の2分の1ずつを承継する。
- 5 第3条第1号の資格を有する会員たる調停協会が解散し、同条第3号の会員資格を有する団体が結成されたときは、結成された2つの団体が会員となり、解散した調停協会の権利と義務の2分の1ずつを承継する。ただし、結成された2つの調停協会2つの調停協会が連合して、同1号の資格を有する団体を結成したときは、新たに結成された団体が会員となり、解散した調停協会の権利と義務を承継する。
- 6 前各項に該当する事実が発生した場合、当該調停協会は、直ちに本会に報告するものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、公益財団法人日本調停会連合会定款施行と同時に施行する。

(会費に関する経過措置)

第2条 この規程施行前に定められた平成22年度の協力分担金は、この規程に基づ

[会員等の位置づけ及び会費に関する細則]

く会費とする。

(別 紙)

1 会費の算定方式

(1) 会費

=【予算に計上された会費の総額÷2×会員に所属する調停委員の総数（ただし、4月1日現在）÷全国の調停委員の総数（ただし、4月1日現在）】+【予算に計上された会費の総額÷2×会員が所属する裁判所の全調停委員が受給した調停委員手当の総額（ただし、前年8月から当年7月まで）÷全国の調停委員が受給した調停委員手当の総額（ただし、前年8月から当年7月まで）】
ただし、この方式により算定した金額が、次の(2)の方式により算定する額を10パーセントを超えて上回るときは、会費は会費算定方式修正参考額にその10パーセントを加算した金額とする。

(2) 会費算定方式修正参考額

=会員が所属する裁判所の全調停委員が受給した調停委員手当の総額（ただし、前年8月から当年7月まで）×0.01+300円×会員に所属する調停委員の総数（ただし、4月1日現在）

2 前期と後期に納入する会費

(1) 前期に納入する会費

=予算に計上された会費の総額÷2×会員に所属する調停委員の総数（ただし、4月1日現在）÷全国の調停委員の総数（ただし、4月1日現在）

(2) 後期に納入する会費

=会費-前期納入会費

3 会費納入期限

(1) 前期 7月15日（ただし、金融機関の休業日の場合、翌営業日）

(2) 後期 12月15日（ただし、金融機関の休業日の場合、翌営業日）